供 件 件 件 12 件 3 件 1 件 16 件
件 件 12 件 3 件 1 件
3条第3項の規定に基づくもの

区	分	件	名	概 要		
		【認定第 13 令和6年度三重 資金貸付事業 歳出決算		地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの		
		【認定第 14 令和6年度三重 改善資金貸付 歳入歳出決算	重県沿岸漁業 事業特別会計	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの		
		【認定第 15 令和6年度三重 者等支援資金 別会計歳入歳	重県中小企業 貸付事業等特	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの		
		【認定第 16 令和6年度三』 事業特別会計	1具港湾整備	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの		
◎報告 総務部	(3件)	【報告第 22 私債権の放棄	号】 について	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第15条 の規定に基づくもの		
		_	<参考>			
		県土整	県土整備部:2件 1,216,636円			
		合言	合 計 :2件 1,216,636円			

区分		件	名	概 要
総務部 つづき	【報告第 令和6年 判断比 ³	度決算	算に係る健全化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の 規定に基づくもの
		○健全・・・・・・・	結実質赤字比率 質公債費比率 来負担比率 16 (実質赤字比率、i 比率が算定されない (比率の右横の【	- %(- %)【3.75】 - %(- %)【8.75】 11.3%(11.6%)【25.0】 4.4%(164.5%)【400.0】 連結実質赤字比率については、対象となる会計が黒字であり、 いため、「一」を表示している。()は昨年度の数値。 】内の数値は早期健全化基準を示す。本県においては、 明健全化基準を上回っていない。
		度決算	草に係る資金不	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の 規定に基づくもの
		○資金 令和(て、地方卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計のいずれも資金 資金不足比率が算定されない。

区	分	件名	概 要
◎提出	分 (1件)	件 名令和6年度三重県内部統制評価報告書	